

養豚農家の衛生意識向上と豚流行性下痢の発生がもたらした関連施設の防疫意識向上

上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所

○渡辺 測子 角田 公子
藤掛 斎 方波 見将人
赤沼 保 渡部 巍
斗沢 富夫 小笠原 和弘

1はじめに

十和田家畜保健衛生所が管轄する地域は、青森県の養豚農家112戸中75戸が集約する密集地であると共に、県内の豚のと畜場4か所のうちの3か所、豚の生体市場においては県内2か所ともが管轄内に存在し、県内全域の豚が搬入されるという特色を持つ。この地域的特徴から、農家の防疫意識向上と、と畜場、生体市場の防疫指導が地域の防疫上の要となることから、農家及び関係機関との連携を試みた。(図1)



図1 管内の概況

2 農場の衛生意識向上に向けた取り組み

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究所が主催した平成25年度豚疾病特殊講習会グループ討論において、飼養衛生管理基準遵守が出来ていない、又は出来ているかどうかを家畜防疫員の目視で確認できていない現状が全国的に認められていると共に、多くの家畜防疫員が今後の課題としていることが判明した。(図2)

年度豚疾病特殊講習会のグループ討論において、飼養衛生管理基準遵守が出来ていない、又は出来ているかどうかを家畜防疫員の目視で確認できていない現状が全国的に認められていると共に、多くの家畜防疫員が今後の課題としていることが判明した。(図2)

農場の衛生意識向上に向けた取り組みの背景

- ・平成25年度豚疾病特殊講習会グループ討論
- 課題として挙がった具体例
- 1)家保の農場内立ち入りを受け入れてもらえない
- 2)チェックシートの表現、項目が煩雑なため、農家が不備な点を理解しづらい
- 3)家畜防疫員の判断基準が人それぞれで、曖昧である



図2 取り組みの背景

具体例としては、1) 家畜保健衛生所(以下家保)の農場内立入を受け入れてもらえない、2) 遵守確認時に使用するチェックシートの表現・項目が煩雑で農家が不備な点を理解しづらい、3) 家畜防疫員の判断基準が人それぞれ曖昧である。という3つの課題が挙げられ、この課題を解決することが農場の衛生意識向

上につながると考え、対策に取り組んだ。

(1) 課題 1に対する対策

家保の農場内立入を受け入れてもらえないといった課題 1 に対しては、大規模養豚農家によって設立された飼養衛生管理基準確立懇談会を利用し、家保は、地域の生産者の経営を防疫という観点から守る立場にあることを説明し、飼養衛生管理基準は、生産者が守るべき最低水準の衛生管理で、家畜伝染病予防法第 58 条により飼養衛生管理の状況が不十分とされた場合、有事の際に国からの手当金が交付されないことがあると明記されたこと、手当金が関係するため自己判断ではなく家畜防疫員による確認が必要であることを説明した。さらに、豚丹毒菌やレンサ球菌などのズーノーシスから、自分自身を守るために必要であることも説明し、加えて家畜防疫員の農場内入場に際しては、農場が示す条件を可能な限り受け入れることとした。(図 3)

1) 家保の農場内立入りを受け入れてもらえない

<飼養衛生管理基準確立懇談会を利用>

・家保は、農家を守る立場

(飼養衛生管理基準は)

- ・生産者が守るべき最低水準の衛生管理
- ・家畜伝染病予防法第 58 条を周知
- ・人の健康にも関連することを説明
- ・遵守確認は、防疫員による目視確認
- ・入場条件は、可能な限り受け入れ

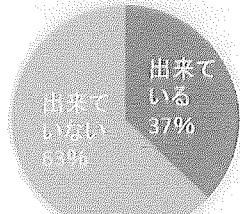


図 3 懇談会の利用

懇談会後に参加者に対しアンケートを実施した結果、参加者は自分の農場の現状を理解しており、家畜防疫員の農場内立入による遵守確認の必要性に対しての理解が得られたことが分かった。(図 4)

<講習会でアンケート実施>

飼養衛生管理基準の遵守
は出来ていますか？



農場内に防疫員が立入
ることを受け入れますか？

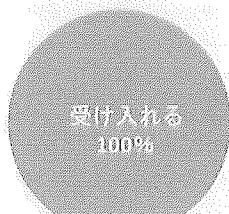


図 4 懇談会後のアンケート結果

(2) 課題 2、3に対する対策

チェックシートについては、その内容が煩雑なため農家が理解しづらいこと又、家畜防疫員の判断基準があいまいであることについては、遵守確認時に使用するチェックシートを細分化することで、改善に取り組んだ。前回まで使用していたチェックシートの設問に含まれる内容を細分化し、1つの設問に含まれる複数の項目を1つ1つ分けて記載し、細分化した全ての項目にチェックが入って、その設問が出来ていることに対することで、家畜防疫員の采配による評価の差を最小限にすると共に、農家自身も客観的判定ができるようにした。(図 5)

2) チェックシートの表現、項目が煩雑なため、農家
が不備な点を理解しづらい

3) 防疫員の判断基準が人それぞれで、曖昧である

チェックシートを細分化のチェック式に変更

(従来型)

チェック項目		見直
第三 滅虫殺虫区段への移動時の待合室の設置	(2) 施設内に滅虫殺虫区段及び待合室に出入りする際に手洗いの済み又は消毒を施さない場合は行っている。 □ ○	

(変更後)

チェック項目(既に既に該当している方にチェック)		見直
第三 滅虫殺虫区段への移動時の待合室の設置	(1) 施設内に滅虫殺虫区段及び待合室に出入りする際に手洗いの済み又は消毒を施さない場合は行っている。 □ ○ □ ○	
第四 滅虫殺虫区段への移動時の待合室の設置	(2) 施設内に滅虫殺虫区段及び待合室に出入りする際に手洗いの済み又は消毒を施さない場合は行っている。 □ ○ □ ○	

□: 全ての□にチェックが入って、評価の欄に○がつく

図 5 細分化による判定の平準化

さらに、その後の対策を確実に行うため、遵守確認を行った家畜防疫員と、同行した農場関係者がチェックシートの最後にそれぞれの名前を記入することにした。(図 6)

＜対策＞

- ・チェックシートには、遵守確認を行った防疫員名、同行した農場関係者名を明記

(変更後)

以下の方々に(口) 遵守確認人としてお名前、(耳)農場における毛皮が発生した際は即座に報告する旨を記載して下さい。
半農場の場合は(口) どちらかに記載して下さい。
部長とも農場監査官も(耳) どちらかに記載して下さい。
年次() 年()月()日
署名()

改修担当者() 指定改修監査官()

- ・チェックに使用した様式を1農家につき2部作成
- ・1部を農家に渡し、農家と家保の双方で実態を把握

図 6 チェックシートへの記名

チェックシートは、1農場に対し2部作成し、1部を農場が、もう1部を家保が保管することにより、情報の共有をして、農場が不備な点を確実に改善できるようにした。また、今後の課題として、全農場に立ち入りし遵守確認を行うためには、農場の提示する条件を受け入れ、かつ通常業務との調整が必要となることから、業務量に対しての人員不足が明らかとなった。

(3) 結果

これらの対策を行った結果、遵守確認を行った41回全てで、農家は、家畜防疫員の農場内及び豚舎内立入を了承した。また、1回目の遵守確認において不備があった箇所は、2～3ヶ月後に再度農場内立入による遵守確認を行うことを約束し、改善を促した結果、のべ必要改善項目129か所のうち83か所で改善が見られた。(図 7)

遵守確認は、すべて農場内立入りによって行う

■ 遵守確認を行った農家数：75農家中25農家
(大規模農家は全て実施)

■ 遵守確認を行った回数：41回

■ のべ改善必要項目129か所中83か所改善

＜今後の課題＞

全農家の遵守確認を農場内立入りで行うためには、通常業務との調整が必要 業務量に対する人員不足

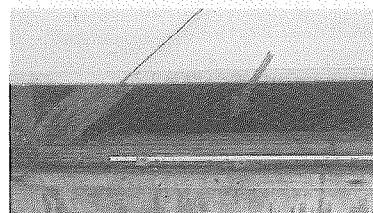
図 7 立入結果

(4) その他

立入を基本とした遵守確認を行ったことで、豚舎に防鳥ネットはあるが、穴が開いており、野生動物の侵入を防げているとはいえない状況が認められるなど、聞き取りだけでは、その有効性が確認できないことが判明した。さらに、農家と接触を持つことで、農家が抱える問題や、普段感じている疑問等に対し、説明や助言ができるようになった。(図 8)

＜聞き取りだけでは、有効性を確認できない事例＞

防鳥ネット等により畜舎に野生動物の侵入を防止できる措置を講じている



防鳥ネット自体はあるが、修繕が必要

＜その他、農家との話の中で出た話題＞

- ・飼養衛生管理の、他農場の現状は？
- ・他の養豚施設が近隣にあるので、疾病防衛は無理
- ・疾病の伝播は、と畜場が原因である

と畜場、
生体市場への
防疫対応が
必要

図 8 防鳥ネットの破損

3 関連施設の防疫意識向上に向けた取り組み

県内に、豚流行性下痢が発生すると共に、養豚農家からは不安の声が多数聞こえ、と畜

場、生体市場の防疫強化が重要な課題となつた。そこで、関連施設各々の現状を把握すると共に、県畜産課、食肉衛生検査所、家保、関連施設で協議を重ね、動力噴霧器の設置、消毒設備の確認等を行い、不足している点について改善指導を行った。(図 9)

関連施設の防疫意識向上に向けた取り組み

関連施設への防疫に対する指導

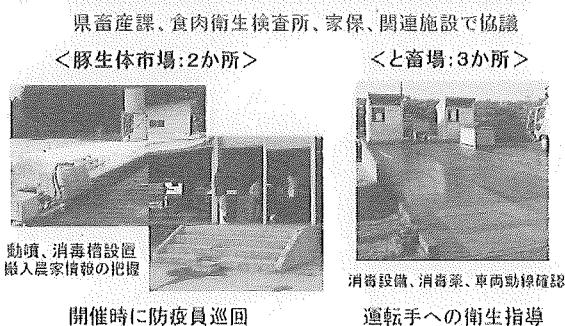


図 9 関連施設での指導内容

県内での豚流行性下痢の初発生時からこれまでの間、関連施設は消毒体制の整備を繰り返し行い、強化を図ってきた。それらの消毒体制のうち、現時点におけると畜場車両消毒の1つを紹介する。

入場時に農場トラックは、門を入るとすぐ停車しと畜場職員により、足回りの消毒を受けた後消毒槽を通過する。(図 10)

と畜場における車両消毒 : 黄色文字は、指導後の対応

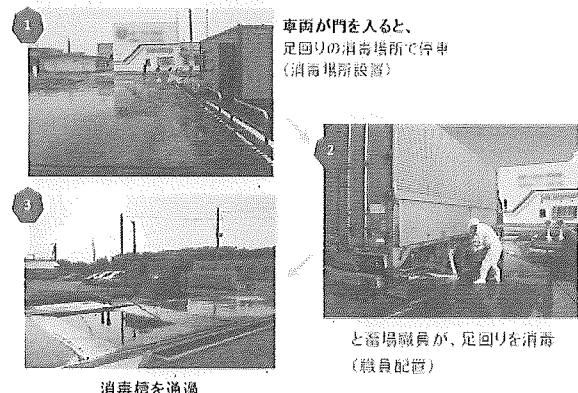


図 10 と畜場消毒体制-1

消毒ゲートを通過し、計量後に運転手は計量場内で各自のつなぎ、又は、と畜場が設置した貸し出し用つなぎに着替える。

(図 11)



図 11 と畜場消毒体制-2

車両を繫留所に移動。駐車前に荷台扉の開閉が必要な車両は、と畜場職員が開閉作業を行う。プラットホームに車両を駐車後、運転手は下車して、豚を繫留所に降ろす。(図 12)

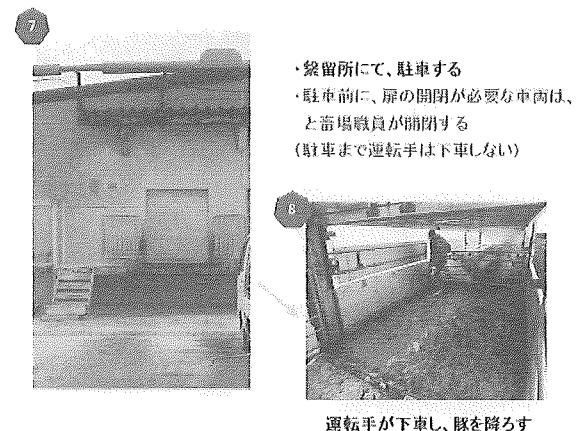


図 12 と畜場消毒体制-3

豚を降ろし終わった運転手は、と畜場職員により衣類、長靴の消毒を受ける。運転手は消毒後の衣類を脱ぎ、と畜場職員が脱いだ衣類全体を消毒し、消毒済みの衣類を回収ボックスに入れた後、衣類は、洗净・消毒され、

再び計量場に運ばれる。(図 13)



図 13 と畜場消毒体制-4

運転手は繩留所外に設置された水道で手指の洗浄・消毒を行い、靴を履き替えてから乗車する。車両を数メートル前進させ、と畜場職員が扉を閉め、車両後部に付着した糞便を除去後、消毒し計量場で計量後洗車場へ向かう。(図 14)

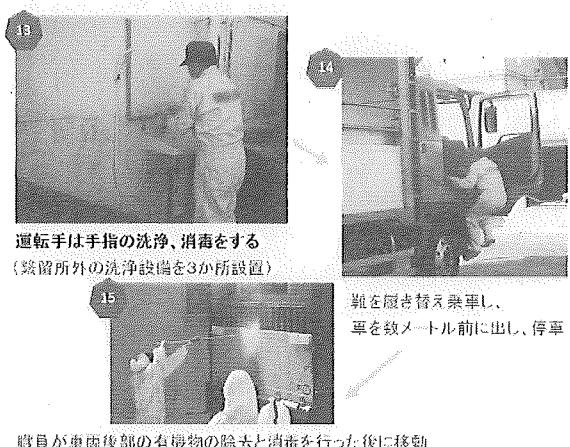


図 14 と畜場消毒体制-5

洗車場では、目に見える有機物は、流水により全て除去後、消毒のむらが出ないよう発泡消毒(天井も含む)する。この時、車両からの糞尿の漏れ等を確認した場合は、次回の来場までに修繕を指示する。(図 15)

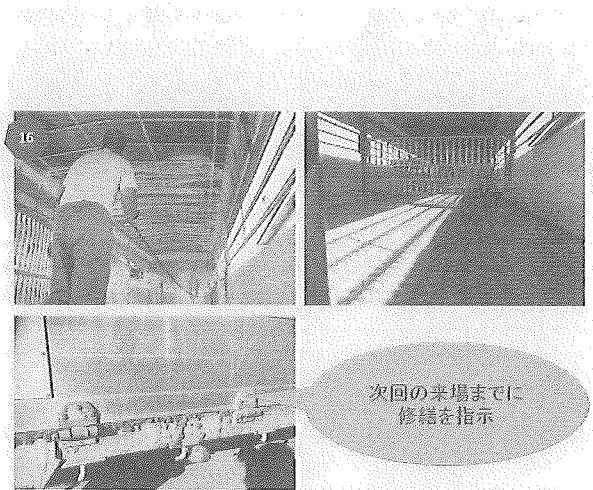
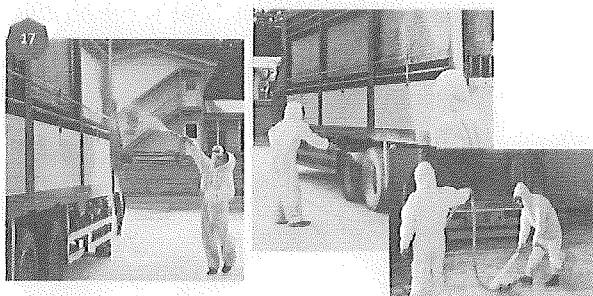


図 15 と畜場消毒体制-6

車両内部終了後、車両外部、運転席周囲、洗車場周囲を洗浄・消毒し、使用した衣類を自分で洗浄・消毒後、手指の洗浄・消毒を行い、乗車し退場する。なお、消毒体制確立後は、食肉衛生検査所が車両消毒確認を実施している。(図 16)



消毒体制確立後、食肉衛生検査所が消毒を確認

図 16 と畜場消毒体制-7

さらに、その他の改善点として、車両1台が利用するごとのプラットホームの洗浄・消毒、場内いたるところに注意喚起の看板設置、動線が重なる牛トラックの消毒、定期的な動線の消毒などを行い、と畜場は出来る限りの体制を整えている。(図 17)

その他のと畜場の改善点



図 17 その他の改善点

このような車両消毒体制確立後、トラック運転手に消毒体制についてアンケートを行った結果、現在のと畜場の消毒体制におおむね満足していることがわかった。また、今後と畜場を介して疾病が農場に侵入するがあれば、その原因はどこにあるかとの設問には、7割以上がと畜場に疾病を持ち込んだ農場と回答し、次いで車両消毒の不十分を理由に挙げた。(図 18)

トラック運転手へのアンケート結果

- ・現状のと畜場の消毒体制に対して、望むことはありますか？
現状に満足している及びこれ以上望むことはない(82%)
 - ・今後、と畜場を介して農場に伝染病が侵入した場合、原因はどこにあると思いますか？

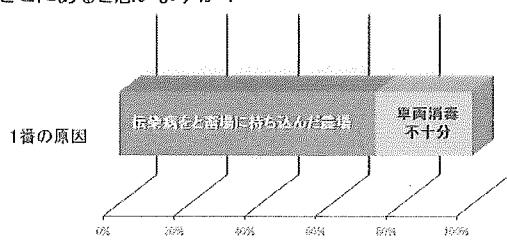


図 18 トラック運転手へのアンケート結果

このことから、運転手は、と畜場特有の性質も理解し、自身がやるべきことも把握していることがわかつた。

4 まとめ

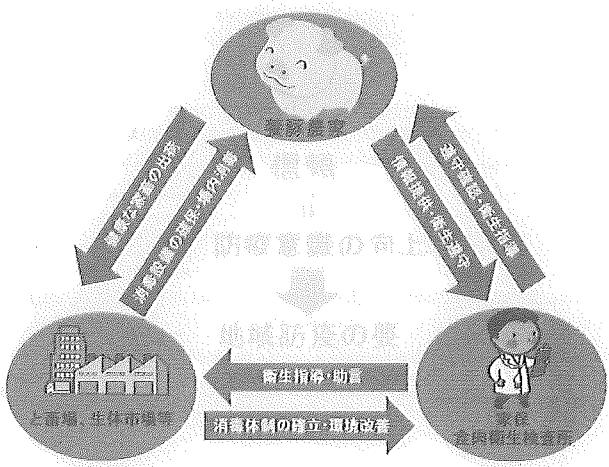


図 19 まとめ

飼養衛生管理基準には、健康な家畜のみの出荷、車両消毒の実施の項目がある。講習会や遵守確認時に、と畜場を汚染するのは農場自身であること、飼養衛生管理基準の1つ1つの項目の遵守が、自身の農場と地域全体の衛生に関与してくることを説明した。さらに、立入による正確な農場の現状把握と改善指導、チェックシートを農家と家保の双方が保管することでの情報の共有が、農家の衛生意識向上につながり、家保との信頼関係の構築につながった。また、家保が関連施設と積極的に関係を持ち、施設の環境改善、正確な消毒体制の確立を行うことで、家保と関連施設の信頼関係も構築された。結果として、家保と関連施設の信頼関係は、施設を利用する農家の、施設に対する意識の改善につながり、施設と農家の信頼も深まった。

農場、関連施設とともに日頃からの交流が信頼関係の構築に繋がり、信頼は防疫意識の向上につながる。今後も積極的に農場や関連施設に足を運び、防疫意識向上に努めたいと思う。